

宮古島市放課後児童健全育成事業
届出にかかる提出書類について

- ・ 事前協議書の提出（宮古島市放課後児童健全育成事業実施要綱第9条）
- ・ 事業開始の届出（児童福祉法第34条の8第2項、児童福祉法施行規則第36条の32の2、要綱第10条）
- ・ 事業変更の届出（法第34条の8第3項、要綱第11条）
- ・ 事業廃止又は休止の届出（法第34条の8第4項、則第36条の32の3、要綱第12条）

	提出書類	事前協議	事業開始	事業変更	事業廃止
	提出時期	前年9月末まで	1ヶ月前まで	1ヶ月以内	1ヶ月前まで
1	宮古島市放課後児童健全育成事業の実施に係る事前協議書 (要綱様式第1号、別紙1、別紙2)	○			
2	放課後児童健全育成事業開始届（要綱第4号）		○		
3	放課後児童健全育成事業変更届（要綱第7号）			○	
4	放課後児童健全育成事業廃止(休止)届（要綱第8号）				○
5	定款その他の基本約款		○	△	
6	運営規程		○	△	
7	職員名簿（要綱様式第5号） 及び職務の内容(名簿等に記載)		○	△	
8	履歴書及び放課後児童支援員の資格証明書等の写し		○	△	
9	事業者の役員名簿（要綱様式第6号）	○	○	△	
10	建物その他設備の図面(平面図等を添付)	○ (第1号別紙1)	○	△	
11	収支予算書及び事業計画書	○ (収支予算書)	○	△	
12	その他必要書類	△	△	△	

○事業開始届は開始1ヶ月前までに提出してください。

○補助申請を伴う新規事業(支援の分割を含む)の場合は、開所予定年度の前年9月末までに事前協議書の提出が必要です。また、必ずしも補助を受けられるとは限りませんので、まずは窓口にてご相談ください。

○変更届時に係る提出書類（5～12）については、適宜必要な書類を提出してください。

また、以下の事項に変更がある場合も提出が必要です。

変更届様式記載事項

事業の種類及び内容、経営者の氏名及び住所、職員の定数及び職務内容、施設の名称、施設の種類、施設の所在地、建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面、事業開始の予定年月日、その他

○届出事項に変更が生じた場合は、変更の日から1ヶ月以内に届け出てください。

○事業廃止（休止）する場合は、1ヶ月前までに届け出てください。補助を受けている事業所は事前にご相談ください。

○届書の様式は「宮古島市放課後児童健全育成事業実施要綱」をご確認ください。